

第 号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例（昭和34年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都」を削り、同号カ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第

2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を「法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金」に改め、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」および「ならびに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の4の見出しおよび同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の7.17」を「100分の8.69」に改め、同項第2号中「4万5,000円」を「4万9,100円」に改め、同条第2項中「一般被保険者に係る基礎賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の5から第15条の7までを次のように改める。

第15条の5から第15条の7まで 削除

第15条の8中「または第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被

保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額および第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4および第19条の5において同じ。)を「の基礎賦課額」に改める。

第15条の9の見出しおよび同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改める。

第15条の11の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の12の見出しおよび同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の2.42」を「100分の2.80」に改め、同項第2号中「1万5,100円」を「1万6,500円」に改め、同条第2項中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」を「後期高齢者支援金等賦課総額」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の13から第15条の15までを次のように改める。

第15条の13から第15条の15まで 削除

第15条の16中「または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額および第15条の13の後期高齢者支援金等賦課

額の合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4および第19条の5において同じ。)は、22万円」を「の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円」に改める。

第16条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の4第1項第1号中「100分の2.20」を「100分の2.36」に改め、同項第2号中「1万6,200円」を「1万6,500円」に改める。

第19条第1項および第2項中「、第15条の5、第15条の10、第15条の13」を「、第15条の10」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「または第15条の5」および「または第15条の13」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第1号ア中「3万1,500円」を「3万4,370円」に改め、同号イ中「1万570円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「1万1,340円」を「1万1,550円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同号ア中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同号イ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同号ア中「9,000円」を「9,820円」に改め、同号イ中「3,020円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,750円」を「7,365円」に改め、同号

イ中「1万1,250円」を「1万2,275円」に改め、同号ウ中「1万8,000円」を「1万9,640円」に改め、同号エ中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同条第2号ア中「2,265円」を「2,475円」に改め、同号イ中「3,775円」を「4,125円」に改め、同号ウ中「6,040円」を「6,600円」に改め、同号エ中「7,550円」を「8,250円」に改める。

第19条の5第2項中「前項に規定する保険料額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改める。

付則第6条および第7条を次のように改める。

#### 第6条および第7条 削除

##### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2および第19条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正前の品川区国民健康保険条例付則第6条の規定は、平成23年度および平成24年度分の保険料については、なおその効力を有する。
- 4 改正前の品川区国民健康保険条例付則第7条の規定は、平成25年度および平成26年度分の保険料については、なおその効力を有する。

(説明) 基礎賦課額の保険料率等を改めるほか、規定を整備する必要がある。

## 本会議運営（案）

第1回定例会 令和6年2月22日 午前10時開議

## 議事日程（3）

|                            |     |        |   |  |         |
|----------------------------|-----|--------|---|--|---------|
|                            | 第1  | 一般質問   | ⑤せりざわ裕次郎（自 民25分） ⑥やなぎさわ聡（無所属20分）  |  |         |
| 25件一括<br>議題<br>桑村副区長<br>説明 | 第2  | 第10号議案 | 品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例  |  | 総務委員会付託 |
|                            | 第3  | 第11号議案 | 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例                 |  |         |
|                            | 第4  | 第12号議案 | 品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例  |  |         |
|                            | 第5  | 第13号議案 | 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |  |         |
|                            | 第6  | 第14号議案 | 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例  |  |         |
|                            | 第7  | 第15号議案 | 品川区職員定数条例の一部を改正する条例   |  |         |
|                            | 第8  | 第16号議案 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例   |  |         |
|                            | 第9  | 第17号議案 | 品川区手数料条例の一部を改正する条例  |  |         |
|                            | 第10 | 第18号議案 | 品川区立児童センター条例の一部を改正する条例  |  | 文教委員会付託 |
|                            | 第11 | 第19号議案 | 品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  |  |         |
|                            | 第12 | 第20号議案 | 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  |  |         |
|                            | 第13 | 第21号議案 | 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例   |  | 厚生委員会付託 |
|                            | 第14 | 第22号議案 | 品川区立大原児童発達支援センター条例  |  |         |
|                            | 第15 | 第23号議案 | 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例   |  |         |
|                            | 第16 | 第24号議案 | 品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例  |  |         |
|                            | 第17 | 第25号議案 | 品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例 |  |         |
|                            | 第18 | 第26号議案 | 品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例                |  |         |
|                            | 第19 | 第27号議案 | 品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例   |  |         |
|                            | 第20 | 第28号議案 | 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例   |  |         |
|                            | 第21 | 第29号議案 | 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例  |  | 文教委員会付託 |
|                            | 第22 | 第30号議案 | 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例   |  |         |
|                            | 第23 | 第31号議案 | 選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  |  | 総務委員会付託 |
|                            | 第24 | 第32号議案 | 第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更について  |  |         |

|                           |     |          |   |               |
|---------------------------|-----|----------|---|---------------|
|                           | 第25 | 第33号議案   | 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約について  | 文教委員会付託       |
|                           | 第26 | 第34号議案   | 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について   | 厚生委員会付託       |
| 9件一括<br>議題<br>新井副区長<br>説明 | 第27 | 第1号議案    | 令和5年度品川区一般会計補正予算  | 予算特別<br>委員会付託 |
|                           | 第28 | 第2号議案    | 令和5年度品川区国民健康保険事業会計補正予算  |               |
|                           | 第29 | 第3号議案    | 令和5年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算   |               |
|                           | 第30 | 第4号議案    | 令和5年度品川区介護保険特別会計補正予算  |               |
|                           | 第31 | 第5号議案    | 令和6年度品川区一般会計予算  |               |
|                           | 第32 | 第6号議案    | 令和6年度品川区国民健康保険事業会計予算  |               |
|                           | 第33 | 第7号議案    | 令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計予算   |               |
|                           | 第34 | 第8号議案    | 令和6年度品川区介護保険特別会計予算  |               |
|                           | 第35 | 第9号議案    | 令和6年度品川区災害復旧特別会計予算<br><br>①動議により予算特別委員会設置<br>②議案を付託<br>③名簿により委員を選任<br>④本会議を休憩し、委員会を開催<br>《予算特別委員会正副委員長互選》<br>⑤本会議を再開し、互選結果を報告 |               |
| <b>追加議事日程</b>             |     |          |   |               |
| 2件一括<br>議題<br>桑村副区長<br>説明 | 第1  | 第35号議案   | 品川区役所の位置を定める条例  | 総務委員会付託       |
|                           | 第2  | 第36号議案   | 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例   | 厚生委員会付託       |
| <b>議事日程 (3)</b>           |     |          |   |               |
|                           | 第36 | 請願・陳情の付託 | 請願 4件 (総2・文2)<br>陳情 18件 (総1・区1・厚4・建12)  |               |
|                           |     |          |   | 終了予定 0 : 15   |

※本会議散会后、常任・議運・特別委員長会開会



追 加 議 事 日 程

第 1 回 定 例 会            令 和 6 年 2 月 2 2 日

第 1            第 3 5 号 議 案            品 川 区 役 所 の 位 置 を 定 め る 条 例

第 2            第 3 6 号 議 案            品 川 区 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例